

上北山村漁業協同組合奈内共第8号及び奈内共第9号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、上北山村漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第8号及び奈内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（ただし、下北山村の区域を除く。以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あ ゆ	友 釣
あ ま ご	竿 釣
う な ぎ	手釣、竿釣

2 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、それぞれウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	友 釣	釣竿 1人1本
あ ま ご	竿 釣	
う な ぎ	竿 釣	釣竿 1人3本以内

3 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 撒き餌による遊漁
- (7) あゆのルアー釣

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
あ ま ご	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
う な ぎ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、奈良新聞及び釣場速報新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(1) 薬師平より上流の東の川本支流 (2) 東の川支流ツキ谷川 (3) 北山川支流奥玉川 (4) 北山川支流白川又川取水口より下流50mの地点から上流の区域 (5) 関西電力株式会社白川発電所放水口より上流100m、下流100m以内の区域 (6) 坂本ダム堰堤の下流端から下流右岸330mの点と下流左岸300mの点を結ぶ線とダム堰堤との間の区域 (7) 坂本ダム堰堤の上流端から上流右岸300mの点と上流左岸300mの点を結ぶ線とダム堰堤との間の区域 (8) 坂本ダム古川取水口より上流200m、下流200m以内の区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	10センチメートル
う な ぎ	30センチメートル

(特別区域)

第7条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第4条の規定にかかわらずウ欄の期間とする。

ア 区 域	イ 魚種	ウ 期 間
上北山村西原の和佐又橋の上流145mにある砂防堰堤から和佐又谷と白石谷の合流点の上流150mにある治山堰堤までの区域	あ ま ご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。
次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	友 釣	1 日	3,000円
あ ま ご	竿 釣		
う な ぎ	手釣、竿釣	1 年	12,000円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名
河 合	上北山村漁業協同組合	西 原	福本 タネ
〃	後岡石油	〃	金山 進保
〃	喫茶ひろ	小 椋	小松 喜美代
〃	小倉 勝洋	〃	梅屋商店
〃	上古代守道	吉野町	ローソン上市店
西 原	新谷 五男	〃	
〃	松本 葵夫	〃	
		〃	

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小中学生	無料
肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、1人の遊漁者にあまご1kgを目の前で放流するものとする。

区 域	魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料	納付場所
上北山村西原の和佐又橋の上流145mにある砂防堰堤から和佐又谷と白石谷の合流点の上流150mにある治山堰堤までの区域	あ ま ご	餌 釣 つかみどり	1 日	4,000円	和佐又谷川特別区域遊漁管理事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の全区域内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。